

みえ



商工会だより

三重県知事 揮毫

編集発行所●三重県商工会連合会 / 津市栄町1丁目891 三重県合同ビル TEL059-225-3161(代) 印刷所●共栄堂印刷株式会社 18,000部発行

# 「あざふるさと」 リニューアルオープン!



特産品販売所・アンテナショップ あざふるさと

〒515-0325

多気郡明和町大字竹川566 斎宮歴史博物館駐車場内

南部経営支援センターに隣接しています!

新たなビジネスを支援します!

## 「地域産業資源活用事業」のご紹介

「地域産業資源活用事業」とは、地域の強みとなりうる農林水産物、産地の技術、観光資源等の地域資源を活用して、新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことをいいます。

国では、この取り組みを推進するために「地域産業資源活用事業計画」を法律に基づき認定するとともに、認定企業に対して様々な支援施策を提供しています。

中小企業基盤整備機構(中小機構)では、地域

資源活用事業計画の法認定に取り組む事業者の皆様へ、事業計画の策定、商品開発、販路開拓等のアドバイス・ノウハウ提供などを行い、事業の構想段階から法認定後の事業化まで一貫したハンズオン支援を行っています。

この機を捉え、三重県の地域資源を活用し新たな取り組みを検討、あるいは実施している事業者の皆様へに於かれましては、是非、中小機構にご相談ください。

《お問い合わせ》中小機構 中部本部 連携推進課 TEL 052-201-3068

## 法務局からのお知らせです

会社の登記を申請する際は、**「登記すべき事項」のオンライン提供をぜひご利用ください。**

「登記すべき事項」のオンライン提供には、次のようなメリットがあります。

- ①登記の申請書が簡単に作成できます(保存もできます)。
- ②登記の完了のお知らせが、オンラインで通知されます。
- ③電子証明書の添付が不要です。

「登記すべき事項」のオンライン提供のご利用方法は、下記ホームページでご確認いただけます。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)

ご不明な点がございましたら、津地方務局法人登記部門(059-228-4559)までお問い合わせ願います。



## 小さな保険料でしっかり保障!

### 商工貯蓄共済

貯蓄共済は月々掛金2,000円(1口)から保険料・手数料を差引いた金額を積立てします。(10年満期)保険料は団体保険なのでとても割安!しかもH30年4月より保険料が引下げになりましたので更にお安くなりました。保険料がお安くなった分積立へ!!

保険料は性別・年齢に応じて異なります。詳細は商工会へお問合せ下さい。

例えば…

私は30歳 男性  
年間保険料 1,764円  
死亡保障額 100万円  
妻は28歳 女性  
年間保険料 1,152円  
死亡保障額 100万円

安いなあ



退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

## 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの?

### 制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構

TEL:050-5541-7171  
(共済相談室)

小規模企業共済

検索

[www.smrj.go.jp/skyosai](http://www.smrj.go.jp/skyosai)



「人権」って一言で聞くと、とても難しく感じる。でも、それはとっても簡単なこと。ただ、相手の立場になって一緒に考えるだけ。  
三重県人権メッセージから

事業概要

事業所名 メリ樹 ~Meriju~  
 代表者 高濱みつ子  
 開設 2014年6月  
 所在地 〒518-1422  
 伊賀市平田2101  
 電話 0595-47-0320  
 業種 食料品製造業  
 従事者数 4名  
 所属商工会 伊賀市商工会



販売の高濱江利さん、アルバイトの藤森真波さん、店主の高濱みつ子さん

会員さん訪問



メリ樹 ~Meriju~

ガーデン・ハックルベリーの  
コンフィチュールに  
魅せられた夢一杯のお店

●お店の概要

今回紹介する「メリ樹」さんは、国道163号線の大山田地区中心部にある信号を南に橋を渡り、少し行ったところにある。古民家を改装して田園の中にもつんとあるペイルブルーの小さなお店。いつも花に囲まれ見えなくなる時もあり、まるでおとぎ話の世界に迷い込んだようである。お店は、店主の高濱みつ子さん、販売担当の娘の江利みつ子さん、販売担当の夫の文明さんが中心となって運営している。メリ樹 Meriju という名前には、Mother × 店主みつ子さんの M、G は娘の江利さん、J は樹木のように父のように大きくなり、ますようにという願いが込められています。また、ステキな商品ロゴは、みつ子さんと江利さんが手書きで描いたもので、飼っている蜜蜂やマルハナ蜂が、木イチゴの花に受粉し実る事実に



店舗外観

●基づく物語になっている。  
●お店作りの原点

店主のみつ子さんは、昔から園芸好きで、マンションのベランダで多くの花や野菜を育ててきた。また、食にもこだわりを持ち、あり合わせの材料で美味しい料理やお菓子等を手作りすることが大好きであった。大阪で電気設備業を営む夫の腎臓が悪かったために、看護士であったこともあり、健康を考えた食事作りを始めた。また、毎週末には伊賀の希望ヶ丘に入手した小さな畑に夫婦で通い、無農薬の野菜や果樹や花を少しずつ増やし育てていった。自家栽培の中心であるガーデン・ハックルベリーは、この頃雑誌を見て知り、直ぐにアメリカから種を取り寄せ、10年以上作り続けている。そして、夫の文明さんの引退を機に、2012年に現在の大山田の地へ移り住み、2014年6月にお店をオープンした。

●独自の発想から創られる自慢の商品

看板商品は、ガーデン・ハックルベリーのコンフィチュール。ガーデン・ハックルベリーとは、高さ1メートルほどの低木でブルーベリーによく似ているが、毎年種を蒔いて栽培するナス科の1年草である。生食には不向きだが輪作によって栽培することで栄養価が高いガーデン・ハックルベリーが育つ。ビタミンA等の栄養価はブルーベリーの4倍以上と言われており、目や皮膚、粘膜に効果がある。三重



店内のようす

県ではほとんど栽培されていないが、同店では毎年種を引き継ぎ、お店の横の畑で、無農薬で虫と闘いながら栽培している。また、コンフィチュールとは、フランス語で「保存を目的としたもの」という意味からきている。無添加で低糖、創り方にもこだわらるため、一般的なジャムと区別してコンフィチュールとしている。よくジャムと混同されるが、コンフィチュールはジャムよりもさらりとした感じがある。パンにつけても美味しいが、アイスやヨーグルトなどにかけて食べるのがお勧めである。また、自宅の畑になっていた山椒を見て、何かに使えないかと試行錯誤の末完成した「おかずジャム」も自慢の商品である。糞ベースに、みょうが、生姜、しその実、柚子、ふきのとう、実山椒、わさびをそれぞれに使用した和風ジャムで、パンを食べない人でもご飯にピタリの人気商品である。商品開発への取組みは留まることはない。昨年「伊賀市商工会農工商連携支援事業」のメンバーとして地元産のパッションフルーツを原材料にした商品を試作、商品化を進めている。

●テレビ紹介されて大反響  
地域における「メリ樹」の奮闘ぶりは、今年6月30日放送の「人生の楽園(テレビ朝日)」で取り上げられた。放映後は全国からの注文が殺到し、商品作りが追いつかない状態が続いている。「新しいレシピを考えている時が一番楽しい」と笑顔で語る店主みつ子さんだが、その創作意欲はとどまることを知らない。  
(中小企業診断士 荒川晃一)



☆☆☆☆☆☆☆☆ コメント ☆☆☆☆☆☆☆☆☆

「なんて可愛いお店！」お花に囲まれたブルーの店舗外観。お店に入ると取っ手付きビンの色とりどりのコンフィチュールが並べられています。試食ができ「おいしい！」と実感した後で購入できます。季節の野菜等を使った限定商品は感動です。パンだけでなくおかずとしてお料理に使える、「おかずジャム」もおすすめです！



伊賀市商工会  
経営指導員  
中尾 ゆみ

企業概要

企業名 caféしずく  
 代表者 沼田あい  
 所在地 〒519-0502 伊勢市小俣町相合950  
 開業種 2018(H30)年2月21日 Cafe  
 休業日 火曜日、第1・4月曜日  
 営業時間 11:00~17:30  
 電話 0596-67-5841  
 所属商工会 伊勢小俣町商工会



代表の沼田あいさん

会員さん訪問



今年2月にオープン!  
 心が癒やされる空間を  
 提供するCafe

●心が癒やされる空間

今回紹介する「Cafe しずく」は、伊勢小俣町商工会から外城田川に架かる上惣之橋を渡って直ぐ、歩いて2分もかからないところにある。外観は和風っぽく見えるが、店内に足を一歩踏み入れると一転、落ち着いた色合いのブルーを基調とした内装に、色とりどりの花やお洒落なインテリアで飾り付けされたモダンな雰囲気のお店となっており、心が癒やされるような空間が広がっている。

●オープンの経緯

「Cafe しずく」の経営者沼田あいさんは、小学校の教師だったが、忙しい毎日を送っていた時に入ったお店の空間に癒され、気持ちがりセットできたことがあり、自分も働く女性や子



店舗外観



コーヒーカップの明かり

●創業塾の卒業生

沼田さんは、料理や菓子作りだけでなく、起業や経営について学ぶために創業塾を二度受講している。はじめは、カフェの経営を思い立った時に伊勢商工会議所の創業塾で経営に関する基本的な事項を学んだ。二度目は、昨年の年末に伊勢小俣町商工会が開催した創業塾を受講した。このときは、カフェのオープンに向けて具体的なプランを持っていったので、その内容をブラッシュアップすることを目的にして受講した。その結果、課題を整理し自信をもってオープンすることができた。

●「Cafe shizuku」の由来

店名の由来を沼田さんに伺う

育てに奮闘している女性などに癒しの場を提供したいと思い、カフェの経営を考えるようになった。そして、仕事を辞め、2年間専門学校に通い、料理と菓子作りを学んだ後、店の物件探しや改装等に1年かけて、延べ3年の準備期間を経て今年の2月に「Cafe しずく」をオープンさせた。

と「覚えてもらいたい易いようにひらがな三文字にしたい」と思っていて、しずくが直感的に頭に浮かんで命名したとのこと。また、創業塾の卒業生にデザインしてもらったロゴマークは、椅子をモチーフにしているが、これは「座ってほっとできる、落ち着く」といった沼田さんの思いをデザイン化したもので、「Cafe しずく」の特長がうまく表現されている。

●人気メニュー等

「Cafe しずく」の客層は約9割が女性で、SNSによる広がりもあり、近隣地域だけでなく、津市や時には県外からも来店される。11時からの営業ということもあり、ランチタイムは女性客を中心に賑わっている。人気はなんといってもキッシュプレートで、沼田さんが生地づくりからこだわって作っているキッシュと自家製のスープやサラダがセットになっている。スイーツは、ココアとチーズが二層になったチーズケーキが看板商品である。また、月に一回、パティシエを招いて新しいスイーツを作ってもらうなどの工夫もしている。

●今後の目標・展開

最後に、沼田さんに今後の目標等について伺ったところ、「オープンして半年が経過し思い描いていた



お店でのようす

☆☆☆☆☆☆☆☆ コメント ☆☆☆☆☆☆☆☆☆

9月に開催したおぼた創業塾では起業の体験談を話していただきました。参加者の皆さんからのたくさんの質問にも丁寧に答えていただき、沼田さんの人柄で温かい雰囲気に包まれました。Cafe しずくさんの店内はうっとりするような照明にさりげない音楽、心が満たされる空間です(インスタグラム必見)。料理は一人で作っているため数に限りがあるそうです。ご予約をしてからぜひ一度足を運んでみてください。



伊勢小俣町商工会 経営支援員 長谷川アスカ



ことが実現できた部分、そうではない部分が見えてきた。そうでない部分を見直してきた。そうかりとした経営体制を構築し、5年後には厨房等を担当してくれる人を採用し、10年後には自分が店にいらなくても運営できるようにして、いつまでも癒やしの場を提供できる店にしたい」とのことであった。 橋本大輔(中小企業診断士)

事業概要

事業所名 手作りケーキとランチのお店 ひふみ  
 代表者 山本多恵子  
 開設 2018(H30)年3月  
 所在地 〒519-5701 南牟婁郡紀宝町鶴殿1438-2  
 電話 090-3383-2313  
 営業時間 10:00~16:00  
 定休日 日曜日・月曜日  
 業種 飲食業  
 所属商工会 紀宝町商工会  
 Facebook <https://facebook.com/cafehifu3/>



代表の山本多恵子さん

会員さん訪問

手作りケーキとランチのお店 ひふみ

厳選された食材と居心地の良さで地域に元気を与えるお店

●立地と概要

本年3月にオープンしたこの事業所は、紀宝町役場から徒歩5分程、町の主要施設や商店が立ち並ぶ旧国道42号線沿いにある手作りケーキとランチのお店である。周囲には空き店舗が多いが、元気なお店を誘致し、鶴殿駅周辺を活性化したいと願う地元が、大きな期待を寄せるお店の一つである。

●開業の動機  
 山本さんは、子供の頃から料理を作るのが大好きで、小料理店を作るのが大好きで、小料理



店舗外観

お店を運営するのは、オーナーパティシエの山本多恵子さんである。店舗面積は6坪程度で座席は14席。営業時間は10時~16時、定休日は日曜と月曜。飾らない人柄と、厳選素材で作るランチと絶妙な甘さのケーキ。安心、安全、美味しいが3拍子揃ったお店である。



手作りケーキ

●お店の運営方針  
 お店の中心メニューは、安心安全な食材を使った日替わりランチで、手作りのケーキセットも人気である。厳選した食材と自信を持って美味しいと思うものしか提供しない同店の運営方

針は徹底している。看板メニューの一つに、スペルト小麦を使用する『じょうもんピザ』がある。スペルト小麦は普通小麦の原種にあたる古代穀物。人の手がほとんど加わっていないため、小麦アレルギーを発症しにくいなど、現代人の健康を守る多くの有効性があると言われている。品質や安全への徹底ぶりは、山本さん自ら「食材納入業者泣かせ」と語る。そして、家族に出すのと同じ気持ちであれば、手間暇かけて良い食材を調達し、安心安全を料理に込めるのは当たり前と言う。

●今後のお店づくり  
 来店客は同年代が多く9割が女性。小学生からお年寄りも来店し、リピーターが多い。友人つながりで来店した客同士が新たな出会いを生み、お店はコミュニティーションを広げる場になっている。その結果、同店は開業後短期間で認知され、地域に根付くお店になった。居心地が良いお店として、長く会話を楽しんでもくれることは嬉しいことだが、繁盛するにつれて増大する身体的負担への対策が今後の課題になりつつある。



店内の様子

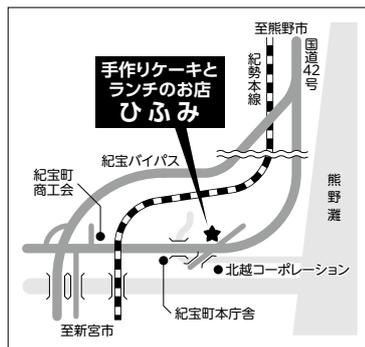
☆☆☆☆☆☆ コメント ☆☆☆☆☆☆☆

一生懸命な取り組み姿勢と食に対する熱意が開業を実現しました。



紀宝町商工会 事務局長 山本 勝

今後も、心身に気を配り次の目標に向かって取り組んで頂きたいと思っております。商工会は紀宝町の地域活性化モデルとして側面的な支援を行ってまいります。



開業して半年余りだが、経営的には自分が思い描いた以上のお店になったという。山本さんは、「今後は、仕事を時間を工夫して旅行もしてみたいが、とりあえず10年は続けたい。その後は、山奥の古民家を買取り、周りの畑で野菜や果物を栽培し、石窯を作ってピザを焼いたりする自給自足の生活を考えたい」と語る。夢を着実に実現する山本さんが語ると現実性が高まる。今後のお店の動向が楽しみである。(中小企業診断士 荒川晃一)

## 消費税の軽減税率制度への対応準備を!

9月末に“中小企業、8割「準備まだ」=消費税の軽減税率対応”という見出しの新聞記事を目にしました。これは、日本商工会議所が来年10月の消費税率10%への引き上げに向けた中小企業の対応準備状況を調査し、その中で、飲食料品などの税率を8%に据え置く「軽減税率制度」導入に関して、約8割の中小企業が「準備に取りかかっていない」状況にあるという内容の記事です。

「準備まだ」の内訳は、「準備が必要かわからない」=27.7%、「準備を始めようと思うが、何かから取り組めばいいかわからない」=28.7%、「専門家に相談しているが、準備には取り掛かっていない」=24.8%となっており、計81.2%が軽減税率導入の対応に苦慮しているとのこと。実際、多くの中小企業・小規模事業者の経営者とお会いしますが、軽減税率導入に対して具体的な対策を講じたという話をあまり聞くことがないので、実態に即した調査結果のように思われます。しかし、このまま予定通り軽減税率が導入される場合、現在の準備期間としては1年を切ってしまうっており、今後、年末・年始、年度末・年度初めなど繁忙な時期を迎えることを考えるとそろそろ具体的な対応策を講じても良いころだと思われます。

特に、「準備が必要かわからない」や「準備を始めようと思うが何かから取り組めばいいかわからない」といった経営者は、商工会をはじめとする

支援機関等が開催する講習会等に参加したり、国等が提供している資料等に目を通して、対象となる商品をはじめとして、まずは軽減税率の制度について正しく理解する必要があります。また、飲食料品等軽減税率対象品などを取り扱う事業所では、10%の標準税率と8%の軽減税率の複数税率に対応したレジや受発注システムの導入準備を進めなくてはなりませんし、レシート、請求書等の記載事項の確認などを行う必要もあります。さらに、直接、顧客と接する従業員に対して教育を徹底して円滑に対応できる体制を構築する必要があります。その他にも発注、価格表示、経理処理など対応が必要となる業務を洗い出して、対応スケジュールを作成して計画的に進めていく必要があります。

事業内容や取り扱う商品等により軽減税率制度導入の影響度は違いますが、飲食料品等を取り扱わない事業所でも対象商品を購入した場合は税率を区分して経理するなど全ての事業所に影響が出るので、うちは関係ないと放置せずに、影響の出る業務を洗い出して計画的に対応策を講じていく必要があります。ましてや飲食料品等軽減税率対象品などを取り扱う事業所では、一刻も早く対応準備に取り組むことをお勧めします。

(中小企業診断士 橋本大輔)

参考HP

経済産業省 [www.meti.go.jp/press/2017/02/20180209001/20180209001.html](http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180209001/20180209001.html)  
 中小企業庁 [www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/)

がんばる企業を応援します。  
 三重県信用保証協会 



県内の商工会と連携し、事業を営むみなさまを全力でサポートします!!

### 小規模事業資金

保証限度額 2,500万円

固定金利 1.60% または 1.70%

一般保証料より  
 信用保証料率が  
 優遇

低利な固定金利  
 で資産調達が可能

本店 059-229-6021 (代表) 四日市支店 059-353-9161 (代表) <http://www.cgc-mie.or.jp/>

# サービス業だけが改善、製造業、建設業は大幅に悪化。来期は改善傾向になることを期待!!

## — 2018年7月~9月期 中小企業景況調査報告書概要 —

日銀が10月1日に発表した9月の企業短期経済観測調査(短観)によると、企業の景況感を示す業況判断指数(D・I)は、大企業・製造業でプラス19だった。前回6月の調査のプラス21から2ポイント悪化し、三四半期連続の悪化となった。三四半期連続で悪化となるのは2007年12月調査から2009年3月調査までの6四半期連続の悪化以来となる。台風21号や北海道地震など相次いだ自然災害や原材料価格の上昇などが業況感を下押しした。大企業・非製造業の業況判断指数はプラス22と前回より2ポイント悪化している。業況感の悪化は2016年9月調査以来8四半期ぶりのことである。台風や地震など自然災害の影響とそれを背景とした国内外の旅行客の減少、人手不足による人件費の上昇などコスト増が逆風となった。

大企業の製造業・非製造業ともに悪化となっているが、中小企業の業況判断指数は、製造業が前回6月調査と横ばいのプラス14、非製造業は前回調査より2ポイント改善してプラス10となっている。

3か月後の先行きの見通し(2018年12月予測)は、大企業・製造業がプラス19で今期と横ばい、大企業・非製造業も今期と横ばいのプラス22と見込んでいる。先行きについては、米国と主要国との貿易摩擦が激化すると懸念が根強く、さらに、原油高による原材料高、人手不足による人件費の増加等が不安視される。中小企業においては、製造業が今期より3ポイント悪化しプラス11、非製造業は5ポイント悪化しプラス5と予測しており、先行きに関しては大企業以上に不安を感じ慎重な見方が多くなっている。

内閣府が9月14日に発表した9月の月例経済報告においては、国内景気は「景気は、緩やかに回復している」という従来の判断

を据え置いており、今年の1月から9ヶ月連続で同様の表現となっている。項目別では設備投資の判断が引き上げられている。ただ、9月上旬に発生した台風や地震の影響で生産活動や観光客減少などが懸念されており、十分に留意する必要があると文言が追加されている。

商工会地域の景況調査においては、今期(2018年7月~9月)の業況に関するD・I値は、製造業が前期から11.1ポイント悪化のマイナス11.1、建設業が12.6ポイント悪化しマイナス16.7、小売業は4.2ポイント悪化しマイナス32.4となっている。サービス業は0.3ポイント改善しマイナス16.7となっている。前期は、製造業が横ばい、建設業、小売業、サービス業が揃って改善に転じて全体的に回復傾向にあったが、今期は、悪化傾向に転じてしまった。特に、製造業と建設業は10ポイント以上の大幅な悪化となっている。

来期(2018年10月~12月期)の業況予測については、今期ともに10ポイント以上悪化した製造業と建設業で明暗が分かれ、製造業は5.1ポイント改善しマイナス6.0、建設業は今期と横ばいのマイナス16.7と足踏みすると予想している。小売業とサービス業は、ともに大幅な改善を予測しており、小売業が12.4ポイント改善しマイナス20.0、サービス業は14.6ポイント改善しマイナス2.1となっている。

商工会地域の景況感、前期に比べると全体的に厳しさが増したが、来期は業種によっては大幅に改善すると見方もあり、全体的には改善傾向となり、業種間の差も縮まる傾向にある。ただ、今後も原材料高や人手不足、さらには自然災害による生産活動や観光等に影響がでてくることが予想され、予断を許さない状況が続くと思われる。(中小企業診断士 橋本大輔)

### 業界天気動向図

項目 年月 業種	売上				採算(経常利益)				資金繰り			
	10H 12年 12月	1H 18年 3月	4 6月	7 9月	10H 12年 12月	1H 18年 3月	4 6月	7 9月	10H 12年 12月	1H 18年 3月	4 6月	7 9月
製造業												
建設業												
小売業												
サービス業												

各項目については次により表示した

区分	増加 好転		やや増加 やや好転		横ばい	やや減少 やや悪化		減少 悪化		大幅に減少 非常に悪化	
	D・I値(前年同期比)		D・I値(前年同期比)			D・I値(前年同期比)		D・I値(前年同期比)		D・I値(前年同期比)	
表示	20.1~		5.1~20.0		5.0~△5.0	△5.1~△20.0		△20.1~△35.0		△35.1~	

今期直面している経営上の問題点

(数値の左は前期構成比、右は当期構成比を記す)

業種	1位	2位	3位	4位	5位
製造業	1位	2位	3位	4位	5位
1位にあげる問題点	生産設備の不足・老朽化	需要の停滞	製品(加工)単価の低下、上昇難、	原材料価格の上昇	製品ニーズの変化、人件費の増加、従業員の確保難等
前期	20.6	8.8	8.8	14.7	—
今期	20.6	14.7	11.8	8.8	5.9
建設業	1位	2位	3位	4位	5位
1位にあげる問題点	官公需要の停滞	従業員の確保難、民間需要の停滞	—	請負単価の低下、上昇難、取引条件の悪化、熟練技術者の確保難	—
前期	35.0	—	15.0	—	—
今期	35.0	—	15.0	—	10.0
小売業	1位	2位	3位	4位	5位
1位にあげる問題点	購買力の他地域への流出	大型店・中型店の進出による競争の激化	需要の停滞	消費者ニーズの変化、店舗の狭隘・老朽化	—
前期	11.4	25.7	8.6	11.4	—
今期	23.7	18.4	13.2	10.5	—
サービス業	1位	2位	3位	4位	5位
1位にあげる問題点	需要の停滞	店舗施設の狭隘・老朽化	利用者ニーズの変化	新規参入業者の増加、従業員の確保難	—
前期	32.6	16.3	11.6	7.0	—
今期	21.7	19.6	10.9	8.7	—

三重県内の最低賃金

三重県最低賃金 時間額846円 (2018(H30)年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定(産業別)最低賃金」が適用されます。また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。

三重県最低賃金	時間額	効力発生	特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日
	846円	平成30年10月1日	三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	861円	平成29年12月20日
		三重県鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(下記※参照)	県最賃(846円)	平成30年10月1日	
		三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	881円	平成29年12月20日	
		三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金	846円	平成30年10月1日	
		三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	867円	平成29年12月20日	
		三重県建設機械・鋁山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	902円	平成29年12月20日	

※三重県(地域別)と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。従って、「三重県鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(時間額846円)」が適用される労働者については、三重県(地域別)最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。詳細については、三重労働局賃金室(TEL059-226-2108)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。三重労働局ホームページ(<http://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/>)にも掲載しています。

協会けんぽ  
「インセンティブ制度」  
導入

平成30年度から新たに協会けんぽ「インセンティブ(報奨金)制度」が始まりました。この制度は、5つの評価指標で47都道府県支部をランキング付けし、上位過半数支部にインセンティブが付与され健康保険料率を引き下げるといふものです。協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の健康づくりに取り組まれた結果が健康保険料率にも良い影響をもたらすこととなります。

制度の詳細については、協会けんぽ三重支部HPをご覧ください。

協会けんぽ三重支部  
インセンティブ制度

事業主の皆様へ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

労働保険(「労災保険」と「雇用保険」)は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇っている事業主は、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず、必ず加入手続きをすることが法律で定められています。

労働保険	
労災保険	雇用保険
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行うこと等を目的とした制度	労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上等の各種の援助を行う等を目的とした制度

三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険未手続事業場を戸別訪問する等により加入促進を図っています。

●費用徴収制度

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災給付を行った場合は、遡って保険料等を徴収する他に、保険給付額の40%又は100%を事業主から徴収します。

●お問合わせ先

三重労働局総務部労働保険徴収室 電話：059-226-2100  
又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へお問い合わせ下さい。

編集後記

◆11月となり、今年も残すところあと2ヶ月となりました。今年も、地震や台風等の自然災害が多く発生し、全国的に甚大な被害を受けました。生産や流通等に支障がでて経済活動にも多大な影響がでた年でしたが、これから年末にかけて被害に遭われた地域の復興が進み、日本全体の経済活動が活性化することを願います。

◆今月号のみえ商工会だよりのトップページは、松阪地域6商工会のアンテナショップとして運営してきた「あざふるさと」が、三重県南部地域13商工会のアンテナショップとして、2018年7月28日(土)にリニューアルオープンした模様をご紹介します。

◆会員さん訪問は、今月号も3社の話題をお届けします。いずれも女性が創業し、こだわりを持って事業運営に努めている事業所を紹介しています。

◆経済コラムでは、来年10月に消費税率の引上げと同時に導入される「軽減税率」の対応準備があまり進められていない実態があるの、導入まで1年を切った今、計画的に準備に取り組んでいく必要性について述べています。

◆三重県内商工会地区の今年の7月から9月の景況調査の業況は、サービス業だけが改善し、製造業と建設業は大幅に悪化しています。来期の見通しは、サービス業と小売業は10ポイント以上の改善、製造業も6ポイントの改善、建設業は横ばいを見込んでおり、今期よりも改善傾向になると期待が持てます。

◆誌面の中には、最低賃金の改定をはじめとする関係機関からのお知らせなど多くの情報を掲載しています。会員事業所の皆さまには、商工会だよりから知識・情報・刺激を受けて頂き、事業の成長・発展に役立てて頂きたいと思えます。

(中小企業診断士 橋本大輔)